

総務政策委員会記録

開会年月日	令和6年3月12日	
開会時刻	午前9時58分	
閉会時刻	午前10時54分	
出席委員名	◎辻 孝記 ○川口 浩 久保 真 鈴木豊司	
	岡田善行 西山則夫 浜口和久	
	藤原清史 議長	
欠席委員名	なし	
署名者	久保 真 鈴木豊司	
担当書記	中谷圭佑	
審査案件	令和6年 請願第1号	「再審法改正を求める意見書」採択に関する 請願
	議案第11号	令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第11号） （総務政策委員会関係分）
	議案第20号	伊勢市表彰条例の一部改正について
	議案第21号	伊勢市行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利 用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正 について
	議案第22号	伊勢市監査委員条例及び市長等の伊勢市に対する損 害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正につ いて
	議案第23号	伊勢市附属機関条例の一部改正について
	議案第25号	伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 改正について
	議案第26号	伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の 一部改正について
	議案第27号	伊勢市職員給与条例の一部改正について
	議案第28号	伊勢市手数料徴収条例の一部改正について
	議案第47号	三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議に ついて
	議案第48号	鳥羽市との定住自立圏形成協定の変更について
	議案第49号	志摩市との定住自立圏形成協定の変更について
	議案第50号	玉城町との定住自立圏形成協定の変更について
議案第51号	度会町との定住自立圏形成協定の変更について	
議案第52号	大紀町との定住自立圏形成協定の変更について	

	議案第 53 号	南伊勢町との定住自立圏形成協定の変更について
	議案第 54 号	明和町との定住自立圏形成協定の変更について
	議案第 60 号	伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
		再審法改正を求める意見書（案）
	継続調査案件	郷土資料館の整備に関する事項 ・伊勢市郷土資料館基本計画の策定について
		管外行政視察について
		管内行政視察について
説 明 員		総務部長、総務部参事、課税課長、収納推進課長
		情報戦略局長、情報戦略局次長、文化政策課長
		環境生活部長、環境生活部参事、戸籍住民課長
		その他関係参与

伊 勢 市 議 会

審査経過

辻委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に久保委員、鈴木委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、2月19日の本会議において審査付託を受けた「令和6年請願第1号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願」及び2月26日の本会議において審査付託を受けた「議案第11号 令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第11号）中、総務政策委員会関係分」外17件を審査し、請願第1号については採択すべしと決定、議案第28号については賛成多数をもって可決すべしと決定、その他17件は全会一致をもっていずれも原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定した。

次に、「令和6年請願第1号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願」は、意見書の提出が求められているため、意見書案の審査を行い、提出することと決定した。

次に、継続調査となっている「郷土資料館の整備に関する事項」を議題とし、当局から報告を受け、質疑の後、引き続き調査を行うことを決定した。

次に、「管外行政視察について」を議題とし、視察先及び視察項目の詳細については、決まり次第、委員長から委員に対し連絡することで決定した。

次に、「管内行政視察について」を議題とし、視察先及び視察項目の詳細については、決まり次第、委員長から委員に対し連絡することで決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時58分

◎辻孝記委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、久保委員、鈴木委員の御両名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、去る2月19日及び2月26日の本会議におきまして総務政策委員会に審査付託を受けました19件、継続調査案件の「郷土資料館の整備に関する事項」、「管外行政視察について」及び「管内行政視察について」の合わせて22件であります。

案件名については審査案件一覧のとおりであります。

お諮りいたします。

審査の方法につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議につきましては、申出がありましたら随時行いたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【令和6年請願第1号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願】

◎辻孝記委員長

それでは、審査の都合上、最初に「令和6年請願第1号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願」を御審査願います。

請願提出者である三重弁護士会に参考人の出席を要求しましたところ、伊藤明紀様、森一恵様、伊藤誠基様の3名に御出席をいただきました。

委員会を代表しまして、請願提出者に一言御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員会を代表しましてお礼を申し上げますとともに、請願趣旨の御説明と質疑応答をよろしくお願いいたします。

請願の審査につきましては、最初に請願提出者から5分以内で請願趣旨の説明をいただいた後、委員の皆さんから請願提出者に対して質疑を行うこととしております。

それでは、請願提出者から、請願第1号についての御説明をお願いいたします。

伊藤明紀会長よろしくお願いいたします。

●伊藤明紀請願人

皆様、おはようございます。三重弁護士会の会長を務めております伊藤明紀と申します。本日は、再審法改正の意見書の採択をお願いしに参りました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは趣旨の説明をさせていただきます。まずは皆様も御存じのとおり、冤罪というものは、やってもいない犯罪で有罪とされると犯人そのものだけではなくですね、御家族の人々の人生を破壊し、時には生命さえ奪ってしまう大きな問題でございます。それにもかかわらず現在の再審法、すなわち刑事訴訟法の再審法規定は僅か19条しかございません。さらにはこれが70年もの間、全く改正がされておりません。いろいろなことはありますけれども、本日については重要な2つのことについて御説明させていただきます。

まずは、再審法について、証拠開示の問題です。再審法というのは、やはり警察、検察に全ての証拠といってもいいものがございます。それが開示されない限り、被告人、被疑者の無罪というものは決して実現することがございません。しかし、この証拠開示の規定は、残念ながら、刑事訴訟法にはございません。これがないことによって、一生懸命再審に力を入れている裁判官は、証拠開示を求めて、進めて命令を出していただいたりもすることもあるんですけれども、全く興味のない裁判官においては、全くこれが出されません。これを再審格差と言っております。この再審格差をなくすためにも、きちっとした条文、要は刑事訴訟法において証拠開示の規定を明文化する必要がございます。

次に、皆さんも御存じのとおり再審がなぜこんなに長い時間がかかるのかというのは、再審には、要は、再審をやるかどうかの手續というのと、やるかどうかが決まってから、有罪無罪を争うというこの2段階の再審の手續がございます。ここで時間がかかっている理由は、裁判所が再審をやることを決定した手續に関して、検察官のほうで不服申立てをします。そうするとこの不服申立てがどんどん最高裁まで行ったりして、何十年とかかっております。皆様御存じのとおり袴田事件は、やっこの再審開始が決定されて今、再審

公判で有罪無罪を争っているときでございます。ですから、我々としましてはまずは、裁判所がですね、再審の開始、再審を始めましょうという決定をしていただきたらですね、そこでもう検察官の不服を申し立てることなく進めていただきたいと思います。もし、検察官がですね有罪無罪を争うと思うのであれば、その後の再審公判で争えば足りると考えております。ですから、再審開始決定を認めたときの検察官の不服申立てというのは、決して認めるべきではないと考えております。さらに今ちょっと袴田事件を出しましたけども、三重県では重大な名張毒ぶどう酒事件というものがございます。残念ながらこの名張毒ぶどう酒事件の奥西さんはもう亡くなってしまいました。結局は無罪を見ることなく亡くなってしまいました。こうしてみるとですね、本当に身近な事件だと皆さんも考えていただきたい。三重県は特にその名張毒ぶどう酒事件があるおかげでですね、まだ再審には興味があると思うんですけども、全国的にはなかなか。皆さんに分かっていただきたいのは報道とか、先ほどの袴田事件、名張毒ぶどう酒事件もそうなんですけども、やっぱり殺人事件とか強盗殺人事件という身近な問題じゃないというところが少しあるような気がします。でも、実は明日は私たちもそうですが、我が身だと思ってください。今、特に怖いのはパソコン、今皆さん方が開いていただけてますけど、このアカウントが乗っ取られて、そこから名誉棄損のメールとかSNSに発信があれば、間違いなく疑われるのはそのパソコンPCの持ち主です。警察はそこに入ります。あなたのパソコンからそんな名誉棄損のメールが出てるのに、あなたが知らないってことはあり得ないでしょうというようなことが起こります。でもこれもですね、もし有罪となってしまうと、再審手続に則らざるを得ない。だから、遠い話ではなく、ぜひとも皆さん、身近な問題だと分かっていただいて、このことを考えていただきたいと思います。そういう意味でですね、この意見書は私たちが本当に長年かけて作り上げた悲願でございます。

何とぞ今日はですね、この意見書をぜひとも採決していただきたく、よろしく願い申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございます。

◎辻孝記委員長

ありがとうございました。

ただいま請願提出者から御説明をいただきましたが、委員の皆さんから請願提出者にお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようですので、請願提出者に対しての質疑を終わります。

ただいま、請願提出者から説明いただいた請願趣旨につきましては、審査に反映してまいります。

以上で請願提出者は御退席を願いたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

◎辻孝記委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは請願第1号についてをお願いいたします。

御発言はありませんか。

岡田委員。

○岡田善行委員

すみません。一言だけ発言させていただきます。

「令和6年請願第1号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願」について、採択を求める立場から発言をさせていただきます。

先ほど、請願提出者である三重弁護士会所属の方から参考人として趣旨の説明をいただきました。趣旨の内容について理解を深めさせていただきました。ありがとうございます。

やってもいない犯罪で有罪とされる冤罪から救済されるために再審法がありますが、救済には時間がかかり過ぎています。冤罪被害者を一刻も早く救済するため、再審法改正が求められております。

速やかに再審法改正のための請願に賛成をいたすことを申し上げて、発言を終わります。ありがとうございました。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

他に御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時09分

◎辻孝記委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは本案件の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「令和6年請願第1号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願」について、採択すべしと決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎辻孝記委員長

起立全員であります。

よって、「令和6年請願第1号」は採択にすべしと決定いたしました。

【議案第11号 令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第11号）（総務政策委員会関係分）】

◎辻孝記委員長

次に、「議案第11号 令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第11号）中、総務政策委員会関係分」を御審査願います。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書の34ページをお開きください。34ページです。款1 議会費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようですので、款1 議会費の審査を終わります。

次に、36ページをお開きください。

36ページから43ページの款2 総務費を款一括で御審査願います。

なお、当委員会の審査から除かれるのは、項1 総務管理費、目21交通対策費です。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、款2 総務費の当委員会関係分の審査を終わります。

次に、50ページをお開きください。

款3 民生費を御審査願います。

当委員会の所管は、項5 人権政策費です。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、款3 民生費の当委員会関係分の審査を終わります。

次に、72ページをお開きください。72ページです。

72ページから75ページの款10 消防費を款一括で御審査願います。

なお、当委員会の審査から除かれるのは、項1 消防費、目4 水防費と目5 災害対策費のうち、大事業1、防災対策事業の小事業2、避難行動要支援者対策事業です。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、款10 消防費の当委員会関係分の審査を終わります。

次に、78ページをお開きください。78ページです。

款11 教育費を御審査願います。

当委員会の所管は、項5 社会教育費、目3 文化振興費です。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようですので、款11教育費の当委員会関係分の審査を終わります。
次に、84ページをお開きください。84ページです。
款13公債費を款一括で御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようですので、款13公債費の審査を終わります。
以上で歳出の審査を終わります。
次に14ページにお戻りください。14ページです。
14ページから33ページの歳入の審査を歳入一括でお願いいたします。
御発言はありませんか。
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

市税の項2固定資産税で1点お聞かせいただきたいと思えます。
まず現年課税分での補正額が1億3,950万円ということで高額になっておりますが、土地、家屋、償却資産とも増額をされております。一方、滞納繰越し分におきましても、900万円増えてきております。
現年課税分3科目での増額の要因と、滞納繰越し分で増額となりましたその状況につきまして御説明をいただけないでしょうか。

◎辻孝記委員長

課税課長。

●山口課税課長

固定資産税の増額の主な要因でございますけれども、土地におきましては、土地の宅地化による影響といたしまして、4,000万円の増となる見込みでございます。家屋につきましては、新築家屋で当初見込みを上回ったことによる増ということで、2,250万円の増となる見込みでございます。また、償却資産におきましては、企業等の設備投資の分が当初見込みを上回ったことによる増額で7,700万円の増というふうに見込んでおります。
そのほか、収納率の向上による増加要因というのもございます。固定資産税全体でそのような増額補正というふうになったものでございます。以上です。

◎辻孝記委員長

収納推進課長。

●天満収納推進課長

滞納繰越し分につきましては繰越している分でございますので収納推進課長のほうから

お答えさせていただきます。

現年度の早期滞納と併せまして、以前から滞納が累積している案件につきましても、粘り強く滞納整理を進めさせていただいております。その結果として、今回増額の補正をさせていただいたものでございます。以上です。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

他に御発言もないようでありますので、以上で歳入の審査を終わります。

次に、1ページにお戻りください。1ページから9ページの条文の審査を一括でお願いします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、条文の審査を終わります。

以上で議案第11号中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

討論もないようでありますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第11号 令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第11号）中、総務政策委員会関係分」について、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第20号 伊勢市表彰条例の一部改正について】

◎辻孝記委員長

次に、条例等議案書の1ページをお開きください。

1ページから3ページの「議案第20号 伊勢市表彰条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第20号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第20号 伊勢市表彰条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第21号 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について】

◎辻孝記委員長

次に4ページをお開きください。

4ページから6ページの「議案第21号 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第21号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第21号 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第22号 伊勢市監査委員条例及び市長等の伊勢市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について】

◎辻孝記委員長

次に7ページをお開きください。

7ページから9ページの「議案第22号 伊勢市監査委員条例及び市長等の伊勢市に対す

る損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について」を御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようですので、以上で議案第22号の審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第22号 伊勢市監査委員条例及び市長等の伊勢市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第23号 伊勢市附属機関条例の一部改正について】

◎辻孝記委員長

次に10ページをお開きください。

10ページから20ページの「議案第23号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

名勝二見浦の保存活用につきましてははですね、附属機関条例制定前の平成22年に名勝二見浦保存管理計画運営委員会が設置されまして、名勝二見浦の保存、管理、活用に関する重要事項について調査、審議を行ってきているとお聞きをいたしております。

今回、名勝二見浦の保存活用計画の策定に関する部分を切り離して、新たに名勝二見浦保存活用計画策定委員会が設置されます。名勝二見浦の保存活用につきましては、平成20年に設置されました、名勝二見浦保存管理計画運営委員会の所掌事務に含まれておりまして私は、今回策定しようとする名勝二見浦保存活用計画は、名勝二見浦保存管理計画策定委員会の任務の延長線上にあるものというふうに理解をしております。

まず、名勝二見浦保存管理計画はいつ策定をされているのか、まずそれをお聞かせいただけないですか。

◎辻孝記委員長

文化政策課長。

●増田文化政策課長

名勝二見浦保存管理計画につきましては、平成21年度に策定をしております。以上でございます。

◎辻孝記委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

名勝二見浦保存管理計画運営委員会設置後ですね、14、5年経過するわけですけど、今の時点において、名勝二見浦保存活用計画策定の業務をわざわざ切り離す必要があったのか、この事情について説明をいただきたいと思いますし、これからですね、名勝二見浦保存管理計画運営委員会と、名勝二見浦保存活用計画策定委員会の関係はどのようになっていくのか、その点御説明をいただけないでしょうか。

◎辻孝記委員長

文化政策課長。

●増田文化政策課長

まず、名勝二見浦保存管理計画策定の折には、そのための策定委員会を設置し、策定後の計画の運営、主に名勝内で行われます、現状変更等の調査審議に関しまして、名勝二見浦保存管理計画策定委員会に代わる組織として、名勝二見浦保存管理計画運営委員会を設置し、現在に至っております。今回、既存の運営委員会とは別に、新たな委員会を設けることになりましたのは、名勝二見浦保存活用計画を策定することになったためでございます。この名勝二見浦保存活用計画は、平成31年の文化財保護法改正、施行により、見直された制度でして、これまでの保存管理の考え方に加えまして、具体的な計画期間を定め、整備の内容等を位置づけるとされております。二見浦の場合は、既存の名勝二見浦保存管理計画を改定する形で、名勝二見浦保存活用計画を策定することになりますが、策定につきましては、従来の名勝二見浦保存管理計画運営委員会の規模範疇を超えて、幅広い分野で名勝全体の様々な構成要素を対象として扱うため、別組織を設けることにしたものでございます。今回設けます組織につきましては、名勝二見浦保存活用計画の策定委員会ということになります。この計画を策定した後は、また名勝二見浦保存活用計画を運営するための委員会が必要となりますが、名勝二見浦保存活用計画策定によりまして、現在の名勝二見浦保存管理計画が名勝二見浦保存活用計画に置き換わる形になりますので、運営組織につきましても、現在の運営組織からまた新しい運営組織に置き換わるということになります。以上でございます。

◎辻孝記委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ちょっと確認させてもらいたいんですが、名勝二見浦保存活用計画策定後は、今あります名勝二見浦保存管理計画運営委員会のほうで活用、協議していくということにならないんですか。また、新しい組織をつくるわけですか。

◎辻孝記委員長

文化政策課長。

●増田文化政策課長

名勝二見浦保存管理計画自体が名勝二見浦保存活用計画に置き換わりまして、名勝二見浦保存管理計画としてはなくなる形となりますので、現在の名勝二見浦保存管理計画運営委員会を改める形になるか、あるいは新しく立ち上げる形になるか、いずれにしても新しい組織、運営のための組織をつくり、管理運営を行っていくということになってまいります。以上でございます。

◎辻孝記委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それとですね、名勝二見浦保存活用計画策定委員会の委員報酬についてお尋ねをさせていただきたいと思います。名勝二見浦保存活用計画策定委員会の委員の報酬につきましては日額1万円ということになっています。1万円の設定の根拠をお聞かせさせていただきたいということと、名勝二見浦保存管理計画運営委員会及び、名勝二見浦保存活用計画策定委員会とも、その構成員として、地域住民の方に参画をいただくということになるわけですが、名勝二見浦保存管理計画運営委員会での地域住民の方は日額6,000円、それから、名勝二見浦保存活用計画策定委員会での地域住民の方は日額1万円と差が生じてきております。私はこの点ですね、いかがなものかなというふうに思うわけですが、両者の扱い方につきまして、どのように考えておみえになるのかそれだけお聞かせください。

◎辻孝記委員長

文化政策課長。

●増田文化政策課長

まず報酬の額の1万円の根拠でございます。日額1万円につきましては、これまで文化財に関する委員会において設定をした金額でございます。名勝二見浦保存管理計画策定委員会をはじめ、旧賓日館や伊勢うどん等に関する委員会も日額1万円と扱ってまいりました。これら文化財に関する委員会は、文化庁の基準では会議1回当たり1万4,000円が上限に定められております。本市において文化財に関する委員会を日額1万円としておりますのは、過年における他自治体の文化財調査の実例等に倣いまして設定をしたものでご

ございます。また、現在の名勝二見浦保存管理計画運営委員会の委員が日額6,000円で、今回の名勝二見浦保存活用計画策定委員会の委員が一律1万円というこの取扱いでございますが、名勝二見浦保存管理計画運営委員会の具体的な所掌事務としましては、名勝内で行われます、現状変更等に関する調査、審議を行うということでございます。名勝の適切な運営管理を行うための常設機関としておりまして、こちらは他の附属機関の標準的な日額に倣い、委員の報酬額を6,000円としております。一方、名勝二見浦保存活用計画策定委員会につきましては、計画策定に向けての調査、審議が所掌事務であり、学識経験者を中心としつつも、地域の関係者も一体となって取り組む内容でございますので、こちらは学識経験者との違いを設けずに、これまでの文化財に関する委員会の例に倣い一律1万円としております。以上でございます。

◎辻孝記委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。同じ地域住民でありながら単価が違うということは、それはもう当局も容認をするということで理解していいですかね。

◎辻孝記委員長
文化政策課長。

●増田文化政策課長

先ほども申し上げましたが、計画の管理運営に関する常設機関は本市の他の附属機関に倣う形としまして、計画の策定に関する臨時機関として、文化財調査の実例に倣いましてこちらは報酬の額を考えております。したがって同じメンバーでありましても、果たす役割の違いによりまして額を分けておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

他に御発言もないようですので、以上で議案第23号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第23号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第25号 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について】

◎辻孝記委員長

次に25ページをお開きください。25ページです。

25ページから30ページの「議案第25号 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第25号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第25号 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第26号 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部改正について】

◎辻孝記委員長

次に31ページをお開きください。

31ページから38ページの「議案第26号 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第26号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第26号 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部改正について」

は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第27号 伊勢市職員給与条例の一部改正について】

◎辻孝記委員長

次に39ページをお開きください。

39ページから41ページの「議案第27号 伊勢市職員給与条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第27号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第27号 伊勢市職員給与条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第28号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について】

◎辻孝記委員長

次に42ページをお開きください。

42ページから46ページの「議案第28号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

副委員長。

○川口浩副委員長

ちょっと1点だけ教えてください。

今回のコンビニ交付手数料の減額は令和6年度限りということですので、令和7年度を迎えるに当たっては、来年の3月議会で改めて条例の一部改正を行うという理解でよろしいでしょうか。

◎辻孝記委員長
戸籍住民課長。

●丸山戸籍住民課長

今回の一部改正の附則の中に、手数料の金額を減額するのは令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間ということで規定をさせていただいております。

◎辻孝記委員長
副委員長。

○川口浩副委員長

そうしますと令和7年度になると、条例改正をしなくてもいいということですか、自然に元に戻るということでよろしいですか。

◎辻孝記委員長
戸籍住民課長。

●丸山戸籍住民課長

そのようになります。

◎辻孝記委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

他に御発言もないようでありますので、以上で議案第28号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

副委員長。

○川口浩副委員長

「議案第28号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」反対の立場から討論させていただきます。

この条例は、マイナンバーカードの保有者が住民票の写し等の各種証明書をコンビニエンスストア等で取得する際の手数料を、令和6年度に限り減額するものです。市民が市役所支所等に出向くことなく、最寄りの店舗において証明書の入手が可能であり、マイナンバーカードの機能を活用したものです。そもそも各種証明書は、市民が必要に迫られて取得するものであり、マイナンバーカードを保有しているか否かで交付手数料に差額を設けることは、合理的な根拠を欠いていると言わざるを得ません。

以上の理由から、私は議案第28号について反対いたします。

◎辻孝記委員長

他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

他に討論はないようでありますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第28号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」原案どおり可決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

◎辻孝記委員長

起立多数と認めます。

よって議案第28号は原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【議案第47号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について】

◎辻孝記委員長

次に239ページをお開きください。239ページであります。

239ページから241ページの「議案第47号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第47号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第47号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第48号 鳥羽市との定住自立圏形成協定の変更について】

【議案第49号 志摩市との定住自立圏形成協定の変更について】

【議案第50号 玉城町との定住自立圏形成協定の変更について】

【議案第51号 度会町との定住自立圏形成協定の変更について】

【議案第52号 大紀町との定住自立圏形成協定の変更について】

【議案第53号 南伊勢町との定住自立圏形成協定の変更について】

【議案第54号 明和町との定住自立圏形成協定の変更について】

◎辻孝記委員長

次に242ページをお開きください。

242ページから278ページにかけての「議案第48号 鳥羽市との定住自立圏形成協定の変更について」から、「議案第54号 明和町との定住自立圏形成協定の変更について」の7件につきましては、相関連しておりますので一括して御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第48号外6件の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論につきましても、議案第48号外6件を一括でお願いします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第48号 鳥羽市との定住自立圏形成協定の変更について」、「議案第49号 志摩市との定住自立圏形成協定の変更について」、「議案第50号 玉城町との定住自立圏形成協定の変更について」、「議案第51号 度会町との定住自立圏形成協定の変更について」、「議案第52号 大紀町との定住自立圏形成協定の変更について」、「議案第53号 南伊勢町との定住自立圏形成協定の変更について」、「議案第54号 明和町との定住自立圏形成協定の変更について」、以上7件につきまして、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第60号 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について】

◎辻孝記委員長

次に議案第60号の議案書をお願いします。

「議案第60号 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第60号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第60号 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。
以上で付託案件の審査は終了しました。
お諮りいたします。

委員長報告文の作成については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【再審法改正を求める意見書（案）】

◎辻孝記委員長

それでは、冒頭に審査をいただきました請願についてですが、採択すべしと決定をいただきました。「令和6年請願第1号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願」については、意見書の提出を求めたものであり、本請願が本会議で採択された場合には、請願に係る意見書の提出が必要となってまいります。

意見書案について、御審査願います。

なお、本会議で請願が採択された場合、意見書案は委員会名または賛成者の連名で提出をいたします。

請願第1号の「再審法改正を求める意見書（案）」をお開きください。

暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時47分

◎辻孝記委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは「再審法改正を求める意見書（案）」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「再審法改正を求める意見書（案）」については、文案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【郷土資料館の整備に関する事項】

〔伊勢市郷土資料館基本計画の策定について〕

◎辻孝記委員長

次に継続調査案件の「郷土資料館の整備に関する事項」についての御審査を願います。

「伊勢市郷土資料館基本計画の策定について」当局からの説明をお願いします。

文化政策課長。

●増田文化政策課長

それでは、伊勢市郷土資料館基本計画の策定につきまして御説明申し上げます。資料1-1を御覧ください。まず「1. 郷土資料館基本計画策定委員会の設置・開催」でございます。3月定例会前の委員会でも御説明させていただきましたが、令和5年12月19日に委員会を設置し、それ以降委員会を3回開催いたしました。委員会では、基本構想と基本計画に関する御審議をいただきました。

次に「2. 基本構想（案）」ですが、資料1-2のとおり整理をいたしました。資料1-2を御覧ください。施設の概要、背景から始まり、現状の課題を整理した上で、郷土資料館の目指すべき姿を基本理念と基本方針にまとめております。

続いて、資料1-1に戻り「3. 基本計画（案）」を御覧ください。枠内の内容は基本計画案に記載予定の章立てと各項目を抜粋したものでございます。「第1章 施設改修計画」で諸室機能、規模等、「第2章 展示計画」では展示テーマや展示ストーリー等を検討いたします。「第3章 事業計画」では施設開設後の事業活動の考え方を、「第4章 管理運営計画」では施設の運営方式等を検討いたします。そして第5章で、開館までのスケジュールを整理し、本計画策定後に控える施設改修及び展示工事の詳細設計に対する諸条件をまとめるための構成としております。

続いて「4. 今後のスケジュール（予定）」を御覧ください。今後も引き続き伊勢市郷土資料館基本計画策定委員会において基本計画の審議を続けてまいります。そして基本計画案の内容は、7月ごろに予定しておりますパブリックコメントを経て、8月を目途に基本構想、基本計画を策定し、建物改修設計と展示設計に着手したいと考えております。令和7年度には建物改修工事と展示工事を行い、年度内の開館を目指したいと考えております。

以上、「伊勢市郷土資料館基本計画の策定について」御説明申し上げました。よろしく御協議いただきますようお願いいたします。

◎辻孝記委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、説明に対しての質問を終わります。

続いて、委員間の自由討議を行います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、自由討議を終わります。

以上で「伊勢市郷土資料館基本計画の策定について」を終わります。

「郷土資料館の整備に関する事項」につきましては、引き続き調査を継続していくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。本件については引き続き調査を継続いたします。

【管外行政視察について】

◎辻孝記委員長

次に「管外行政視察について」御協議願います。

本件につきましては、2月7日の総務政策委員協議会におきまして、6月定例会までの実施を決定したものです。日程については、5月13日の週で調整中であり、3日間を予定したいと思います。視察項目については「防災対策に関する事項」、「自治体DXに関する事項」、「郷土資料館の整備に関する事項」で調整中でございます。

本件について御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようであります。詳細につきましては、決まり次第、委員の皆様にご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、諸般の都合により、視察日程、視察項目が変更となる可能性も考えられますが、その際にも御連絡させていただきます。

【管内行政視察について】

◎辻孝記委員長

次に「管内行政視察について」御協議願います。

本件は、2月7日の総務政策委員協議会におきまして「郷土資料館の整備に関する事項」について、市所蔵の歴史的資料の現地視察実施を決定いただき、実施の時期等について正副委員長に御一任いただいたものであります。視察日程につきましては、4月16日、火曜日としたいと思います。詳細につきましては決まり次第、委員の皆様にご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で御審査いただきます案件の審査は終わりましたので、これをもちまして、総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時54分

上記署名する。

令和6年3月12日

委員長

委員

委員